

個人質問

議会事務局
処理欄

平成23年8月18日 時 分 受付

質問 順位 第 番

武豊町議会議長 加藤美奈子 殿

武豊町議会議員 梶田 稔

一般質問の通告について

平成23年第3回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問事項	質問の要旨(具体的にご記入願います)	答弁者
<p>1. 介護保険制度のいっそうの改善・拡充を求める</p>	<p>趣旨説明</p> <p>介護保険制度が創設されてから11年が経過し、第4期事業が終了して間もなく平成24年度からの第5期事業計画が策定されようとしています。</p> <p>この間、利用者・事業者からさまざまな改善要望が出され、手直しが実施されたとはいうものの、特別養護老人ホーム入所待機者は、全国で42万人を超え、このほど愛知県が行った調査では、要介護度3～5の待機者数が4月時点で7442人に上り、3年前の調査より1200人余増えています。「特養ホームの定員は増加しているものの、需要に追いついていない実態が明らかになった」と報じられています。制度創設当初から指摘されていた「保険あって、介護なし」の危惧が現実となっており、ますます深刻の度を増しています。</p> <p>介護保険法の下で実施されている介護事業の改善・充実は、抜本的な法改正が必要なことは言うまでもありませんが、福祉の充実を責務とする地方自治体の果たすべき役割からも、地方自治体・保険者としてできる限りの改善・充実に全力を挙げ、介護を必要とする住民とそれを支える事業者の要望に応える必要があります。</p> <p>第5次介護事業計画策定に当たって、住民と事業者の要望に応える内容となるよう、次の諸点について質問します。</p> <p>質問項目</p> <p>1. 介護保険料の引き上げは極力抑え、住民負担をこれ以上増やさない措置を講じられたい。</p> <p>そのためにも、介護給付費準備基金の余剰額および実質収支額(黒字)は、次期計画期間に歳入として繰り入れること。</p> <p>また、介護保険料基準額の第4段階以下の細分化と、第5段階以上を現行の8段階・所得金額700万円以上からさらに多段階にし、低所得者に配慮した保険料体系とされたい。</p> <p>2. 今年6月15日に可決・成立した改正介護保険法では、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(地域密着型サービス)」が創設されました。</p> <p>本町では、どのように具体化されますか。</p> <p>3. 前項の事業等を遺漏なく実施するためにも、もう1箇所、町南部に「包括支援センター」を設置する必要があると考えますが、見解を伺いたい。</p> <p>4. 「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されました。「軽度者外し」につながる危険があると批判の声が挙がっています。安易な導入は避けるべきと考えますが、見解を伺いたい。</p> <p style="text-align: center;">次ページへつづく</p>	<p>町長 部課長</p>

個人質問

議会事務局
処理欄

平成23年8月18日 時 分 受付

質問 順位 第 番

武豊町議会議員 加藤美奈子 殿

武豊町議会議員 梶田 稔

一般質問の通告について

平成23年第3回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問事項	質問の要旨(具体的にご記入願います)	答弁者
<p>2. 住民の生活を尊重した徴税事務を一滞納整理機構のあり方について</p>	<p>前ページからつづく</p> <p>5. 社会保障審議会介護保険部会は、介護保険を補完するものとして、「高齢者の住まいの整備と介護・生活支援サービスの連携」について報告し、国土交通省・厚生労働省は「高齢者住まい法」を今国会へ提出し、4月27日に可決・成立しました。 高齢者住宅の創設については、3月議会の一般質問で町営住宅の改善に関連して取り上げましたが、法制定を受けて、本町における対応を検討して頂きたいと思っておりますが、見解を伺いたい。</p> <p>6. 特別養護老人ホームなどの食費・居住費軽減制度を縮小しないようにされたい。国へも、その旨要請されたい。</p> <p>趣旨説明 過日の行政報告会で、知多5市5町の滞納整理のために、滞納整理機構を設置し徴税業務をすすめると報告があり、既に業務が進行しています。 住民の生活・営業の実態を考慮しない強硬な徴税がすすめられ、納税者との間でトラブルが発生している。 長引く不況と収入減の中で、住民の暮らしと営業はかつてなく厳しさを増し、税金を払わないのではなくて、払いたくても払えない実態が住民生活に襲っています。</p> <p>質問項目 1. 滞納整理機構を設置する法的根拠はどこにありますか。 2. 住民の納税額という重大な個人情報、武豊町職員以外に明らかにされることに問題有りと言わざるを得ません。あくまで徴税は、町の責任で行うべきだと考えますが、見解を伺いたい。 3. 滞納整理機構に対して徴税業務を100件委託したとのことですが、その選定の根拠と内容はどのようなものですか。 4. 徴税に当たっては、住民の生活と営業の実態を踏まえて、配慮ある対応が求められますが、どのように対処していますか。 5. 一括納税の困難な納税者に対して、強権的な手法を排して、分割納税とか徴収猶予などの柔軟な対応をすべきだと考えますが、見解を伺いたい。</p>	<p>町長 部 課 長</p>